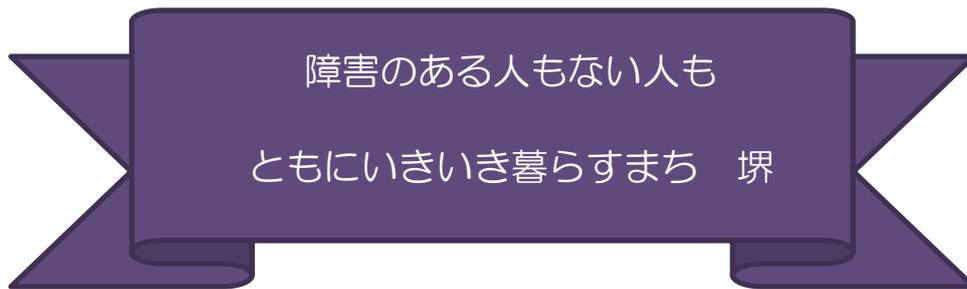


堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく
施策の推進方針



平成 29 年 9 月

堺 市

目 次

I 施策の推進方針の策定にあたって	2 ページ
II 施策の推進方針について	3 ページ
III 施策の現状と方向性	4 ページ
IV 施策の推進方針	6 ページ
1 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及 に係る施策	6 ページ
2 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション 手段を選択して利用しやすい環境の整備に係る施策	8 ページ
3 コミュニケーション支援者の育成及び確保に係る施策	13 ページ
V 施策の推進体制	15 ページ
＜参考＞	
・ 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を 促進する条例(概要)	16 ページ
・ 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の 利用を促進する条例	17 ページ
・ 堺市障害者施策推進協議会権利擁護専門部会 委員名簿	21 ページ

I 施策の推進方針の策定にあたって

本市では、平成 28 年 12 月「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行しています。

本条例は手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話だけでなく広く障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進していくことを目的としており、その基本理念として、手話が独自の言語体系をもつ文化的所産であるとの認識をもつこと、そして障害の有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行うこととしています。

この基本理念に則り、「市の責務」「市民の役割」「事業者の役割」を明らかにするとともに、市、市民、事業者の 3 者が協力して、障害者が情報を取得し、必要なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

条例の理念を実現するにあたっては、条例第 8 条第 1 項に基づき、市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障害者におけるコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため施策の推進方針を策定します。

なお、推進方針中の「取組内容」については、条例の理念を実現するための現時点での施策の方向性を体系的に示したものです。具体の事業については、今後の施策の状況等を踏まえ、その都度見直しを行い更新していきます。

II 施策の推進方針について

1 推進方針の概要

施策の推進方針は、次の内容を基本に策定します。

- (1) 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及
- (2) 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- (3) コミュニケーション支援者の育成及び確保
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 計画との関係

条例第8条第2項において、「推進方針は、市が定める市町村障害者計画、市町村障害福祉計画その他障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものでなければならない」としています。

「第4次堺市障害者長期計画」においては、障害者への情報提供の充実として、

- ①すべての障害者への情報提供の保障
- ②視覚・聴覚障害者への情報支援機能の充実
- ③コミュニケーション支援を担う人材の育成

を定めていることから、この推進方針の策定にあたっては、「第4次堺市障害者長期計画」や「第4期堺市障害福祉計画」との調和を図るものとします。

Ⅲ 施策の現状と方向性

本市では、これまで、昭和47年に市立点字図書館を開設、昭和54年に福祉事務所（当時）にろうあ者福祉指導員（現在の「聴覚障害者相談員」）を配置するなど、早い時期から視覚・聴覚障害者のコミュニケーション支援に関する取組みを行ってきました。とくに、聴覚障害者の日常生活等の支援については、先進的な取組みとして「聴覚障害者相談員」を各区役所に配置しています。

平成24年4月には、障害者の地域生活を総合的に支援する拠点施設として「健康福祉プラザ」を開設し、同プラザ内の「視覚・聴覚障害者センター」を中心に、視覚・聴覚障害者に対する点字図書・字幕入りビデオ等の貸出をはじめとする情報提供の充実を図っています。同時に、点訳・音訳ボランティア、手話通訳者・要約筆記者の養成・育成にも積極的に取り組み、障害者のコミュニケーション支援者の確保に努めています。

障害者の地域生活と関わりが深い行政機関や医療機関などの分野では、堺市立総合医療センターにおいて手話通訳者を配置し、手話を日常会話の手段にしている患者が安心して受診できる体制を整えています。また、障害者への議会審議の情報の提供を保障するため、平成29年4月から、議会における傍聴者への手話通訳者・要約筆記者の派遣を拡充するとともに、市長記者会見の動画に手話と字幕を挿入することで、障害者が市政に関する情報を速やかに取得できるよう情報保障の充実に取り組んでいます。

このように、市としてこれまで一定の取組みは行っているものの、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法においては、手話を言語として位置づけるとともに、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」とされていることから、今後は、手話のみならず、音訳、要約筆記、点字、触手話、指点字、平易な表現など、それぞれの障害者にとって、その特性に応じた適切な情報の取得及びコミュニケーション手段を選択できる環境を整備していく必要があります。

障害者が市の窓口で速やかに情報を取得し、快適なコミュニケーションを図ることができるよう、まずは、市の職員を対象にした研修を率先して実施していきます。

さらに、障害や障害者のコミュニケーション手段への理解を深めるため、積極的に啓発をすすめ、障害のある人もない人も、住み慣れた地域で、ともにいきいきと暮らしていける社会をめざします。

IV 施策の推進方針

1 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及に係る施策

手話がろう者の言語であり、ろう者が生活をするために受け継ぎ産み出されたものであることについて、手話とろう者に対する理解を市民に広げていきます。

市民が手話に関心を持ち、手話に触れ親しむことができる機会を設けることにより、手話への理解を促進するとともに、手話を学ぶための機会の提供などについて積極的に啓発を実施することで手話の普及を図り、身近な地域や日常・社会生活の場面で、手話によるコミュニケーションを取りやすい環境づくりを進めていきます。

取組内容

① 市民向け手話講座の開催

市民が手話に関心を持ち、手話への理解を深めるために、市民を対象に、自己紹介から簡単な日常会話程度までの内容について、手話によるコミュニケーションを体験して手話に親しみ、手話を楽しく学ぶことのできる講座を実施します。

② 手話講習会・手話レベルアップ講座の開催

手話のできる市民が増えることで、ろうあ者の社会生活におけるコミュニケーションの確保に繋げるために、市民を対象に、一定期間継続して手話を学習することのできる手話講習会や手話レベルアップ講座を開催します。

③ 啓発用パンフレット等の製作・配布

市民の役割や事業者の役割、堺市を訪問する障害者への対応などについて、広く市民や事業者への理解を促進するため、条例の趣旨や内容についてわかりやすく記載したパンフレット等を製作し、啓発を行います。

④ シンポジウム（フォーラム）の開催

市民等を対象に、条例の内容や今後の取組等について、障害者や学識経験者を招いて意見交換等を行うシンポジウム（フォーラム）を開催し、広く市民等に手話を始めとする障害者の多様なコミュニケーション手段の啓発を行います。

⑤ 手話掲載封筒の製作・配布

簡単な挨拶などの手話を掲載した封筒を製作し、市民等に対して文書を送付する際に用いることにより、市民の手話への関心を高め、啓発を行います。

⑥ デジタルサイネージによる放映

庁舎内の広告付行政情報表示モニターにおいて、条例の普及啓発を内容とする手話と字幕を挿入した動画を放映することにより、市民が手話に触れることのできる機会を広げます。

⑦ 学校における理解の促進

学校において、手話を始めとするコミュニケーション手段への理解を促進するため、手話・指文字や点字等についての学びや手話に触れる体験など、児童生徒に様々なコミュニケーション手段に接する機会の提供を図ります。

2 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に係る施策

手話、音訳、要約筆記、点字、触手話、指點字、平易な表現等は、障害者が日常・社会生活において情報を取得し、コミュニケーションを取るために必要な手段です。

障害者が市政に関する情報を速やかに取得することができるよう障害特性に応じたコミュニケーション手段による情報発信を推進するとともに、日常・社会生活における相談の場や交流の場を設けるなどの支援や、コミュニケーション手段を習得する機会の提供などにより、障害者がコミュニケーション手段を選択して利用しやすくなるような環境の整備を進めていきます。

取組内容

(1) 市政・議会に関する情報発信

① 市長記者会見の動画に手話と字幕を挿入

障害者が市政に関する情報を速やかに取得することができるよう市長記者会見の動画に手話と字幕を挿入することで、情報保障の充実を行います。

② 本会議及び委員会等の手話通訳者等派遣

障害者への議会審議の情報の提供を保障するため、本会議及び委員会等の傍聴者への手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

③ 災害や緊急時の対応

聴覚障害者の自宅へ、避難勧告や避難指示等の災害情報や、大規模災害発生

時の生活支援情報等をインターネットやFAXで配信します。また、救急や火災などの場合は消防局が、事件・事故や緊急事態の発生時には大阪府警察本部が、FAXや電子メールで緊急通報を受け付けます。

④ 声の広報・点字広報

視覚障害者などのために、広報紙と区の広報紙の声のデイジー版（※）及び内容を要約抜粋した点字版を発行し、市政に関する情報提供を行います。

（※デイジー版：音訳版のこと）

（２）相談の場や交流の場の提供

① 当事者及び家族等への情報提供

視覚・聴覚障害者のための交流サロンの開催など、情報を得にくい視覚・聴覚障害者はもとより、コミュニケーションに不安がある個々の障害者の特性に合わせて、暮らし・医療等様々な分野の情報提供と交流の機会や場を広げます。

② 相談支援

障害者の生活、仕事、教育などの様々な場面における困りごとに対して、障害者の個々の状況に合わせて関係機関と連携し相談に応じたり、情報提供をきめ細かく行うなど支援の充実を図ります。

◆ 聴覚障害者相談員による相談対応

聴覚障害者の日常生活等を支援するため、区役所に聴覚障害者相談員を配置して、手話による窓口相談や家庭訪問等により対応します。

(3) 習得する機会の提供

① 職員向け研修の開催

手話を始めとする障害者のコミュニケーションについて、職員が障害者に対する理解を深めるとともに、あいさつ等市民への対応などで活用できる手話を学ぶことを目的とした研修を実施します。

② 学習会等の開催支援

事業者等が、自主的に手話を始めとする障害者のコミュニケーション手段を学ぶための学習会などを開催する場合に、講師等を紹介するなどの支援を行います。

③ 当事者及び家族等への点字・手話等の獲得及び習得に関する支援

◆ 視覚障害者生活訓練

視覚障害者を対象に、専門職員が生活訓練（点字訓練、パソコン訓練など）を通所又は訪問により行います。

◆ 障害者パソコン講習会

視覚障害者を対象に、音声読み上げソフトを利用して、基本操作を中心に学ぶことを目的としたパソコン講習会を実施します。

◆ 点字読み方初心者講習会

視覚障害者を対象に、点字の触り方・読み方など基礎について学ぶことを目的とした講習会を実施します。

◆ 視覚障害者理解の促進

見えない体験、触る体験、聴く・伝える体験を通じて、見えない・見えにくい中での情報収集とはどのようなことなのかを考えられる体験会を開催します。

◆ 難聴障害者等のコミュニケーション手段確保に向けた体験学習

難聴の方に対する筆談・読話・手話等のさまざまなコミュニケーション手段の体験や同じ障害のある者同士の交流等を通じて、「なかまづくり」や障害の受容のきっかけづくりなどの支援を行います。

(4) 環境の整備

① 社会生活における情報支援

◆ 点字図書・録音図書の貸出、製作

視覚障害者のための点字図書・録音図書を備え、広く貸出を行うとともに、本に関する相談を受け付けるほか、希望する本やカタログ、資料の音声化、点字化も実施します。

◆ 代読(代筆)サービス・点訳・朗読サービスの実施

視覚障害者に、音訳奉仕員(ボランティア)による代読(代筆)サービスや対面朗読サービスを行うほか、個人的に必要な本や資料の点訳・音訳(録音)・テキスト変換(テキスト化)を行います。

また、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ(※)」を利用し、全国の点字図書館等が製作した点訳・音訳図書のデータ提供を行うほか、点字用紙、CDなど希望する媒体による提供も行います。

(※サピエ：視覚障害者に対して点字・音訳図書のデータをはじめ生活に関する情報など様々な情報を提供するネットワークのこと)

◆ 字幕ビデオライブラリーの設置

障害者に対して、テレビ番組の手話・字幕入りのビデオテープやDVDを貸し出し、情報支援を行います。

◆ 情報機器の貸出

障害者を対象に、情報機器等を貸し出し、情報取得を支援するとともに、様々なツールを活用して、所有機器の紹介を行います。

貸出機器	磁気ループ、ベルマンドミノクラシック、助聴器、フェーストーカー、サウンドアシスト、ボイスルーラー、ブギーボード、書画カメラ、プロジェクタ、要約筆記用表示セット、デージー再生機器、携帯用拡大読書器、ブレイルメモ、点字タイプライター、白杖、ルーペ、点字器 など
------	--

② 堺観光における支援

障害者が快適に市内を観光できるよう、観光ボランティアガイドや観光関連事業者等と連携し、必要な情報の発信などに取り組みます。

③ コミュニケーションツールによる情報支援

知的障害、発達障害、精神障害等により言葉によるコミュニケーションが困難な障害者のために、分かりやすいイラストを指さすことでやりとりを行う「コミュニケーションボード（※）」などの意思伝達ツールを市民窓口等に設置活用することで、市の窓口における障害者の情報取得とコミュニケーションの充実を図ります。

（※コミュニケーションボード：絵記号を利用してコミュニケーションを行うためのボードのこと）

3 コミュニケーション支援者の育成及び確保に係る施策

手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳奉仕員（ボランティア）、盲ろう者通訳・介助者などのコミュニケーション支援者は、障害者が円滑なコミュニケーションを行う際に、障害者と障害者以外の者をつないで障害者を支援する重要な役割を持ちます。

そのため、障害者が安心してコミュニケーションを取るためには、コミュニケーション支援者を確保し、さらに育成していくことが重要です。

日常・社会生活の様々な場面で、障害者が必要なときにコミュニケーションの支援を受けられるようコミュニケーション支援者の育成及び確保を進めることにより、障害者の社会参加を促進し、障害者が安心して生活することができる社会を実現していきます。

取組内容

① 点訳奉仕員・音訳奉仕員（ボランティア）の養成、育成

各講座（点訳奉仕員養成講座、音訳奉仕員養成講座、図書館サポーター）のカリキュラムの整備や、必要に応じて希望者が横断的に履修でき、新規の方でも受講しやすいシステムを構築することにより、効率的にスキルアップができるようにします。

② 手話通訳者・要約筆記者の養成、育成

◆ 手話通訳者養成講座の開催

聴覚障害者福祉や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術をもつ手話通訳者を養成します。

◆ 要約筆記者養成講座の開催

聴覚障害者福祉に理解を有し、難聴者・中途失聴者のコミュニケーションや社会参加を支援する要約筆記者の養成を行います。

◆ 登録手話通訳者及び登録要約筆記者の育成

聴覚障害者の情報を保障するとともに、「聞こえないこと」から起こる周囲との関係の調整や、本人のエンパワメントを高めるための関わり等、聴覚障害者のニーズに応え、対人援助のスキルを持った登録手話通訳者・要約筆記者を育成するとともに、さらなるスキルアップのための研修を行います。

③ 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者が公的機関や医療機関に相談に赴く場合などで、手話通訳・要約筆記を必要とする場合、市に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

④ 盲ろう者通訳・介助者の養成

点字や手書き文字等の習得意欲がある方または手話の技術がある方で、視覚と聴覚に重複する障害のある盲ろう者福祉に熱意があり、盲ろう者向け通訳・介助者として活動することを希望する方を対象に、盲ろう者のコミュニケーションと移動に欠かすことのできない通訳・介助者の養成研修を行います。

⑤ 盲ろう者通訳・介助者の派遣

盲ろう者に対して、自立と社会参加を促進するため、日常・社会生活で通訳・介助が必要な場合に通訳・介助者を派遣します。

V 施策の推進体制

今後、施策の推進にあたっては、障害者、外部有識者等の委員で構成される「堺市障害者施策推進協議会 権利擁護専門部会」において、具体的な施策の実施状況の確認等、意見を聴きながら実施します。

また、庁内の関係部局と連携して、条例の理念を実現するための施策に取り組んでいくとともに、堺市立健康福祉プラザをはじめとする関係機関や関係団体との連携を深めながら施策を推進していきます。

堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（概要）

目的（第1条）

- 1 手話を言語として位置づけ
- 2 手話の理解の促進、手話の普及
- 3 障害者の情報取得、コミュニケーション手段の利用促進

基本理念（第3条）

- 手話が独自の言語体系を有する文化的所産であることを認識する
- 障害者の情報取得、コミュニケーション手段の選択と利用機会の確保は、障害者が日常・社会生活を営む上で必要不可欠であることを理解する
- 全ての人が相互に人格と個性を尊重する

定義（第2条）

※コミュニケーション手段：手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指點字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パソコン等の情報機器その他の障害者が情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるもの

※コミュニケーション支援者：手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他のコミュニケーション手段を利用して障害者を支援し障害者と障害者以外の者とをつなぐ者

市の責務（第4条）

- 手話の理解の促進、手話の普及
- 障害者の情報取得、コミュニケーションに関する施策の推進

市民の役割（第5条）

- 基本理念を理解する
- 市の施策に協力するよう努める

事業者の役割（第6条）

- 基本理念を理解する
- コミュニケーション支援者と連携して合理的配慮の提供に努める
- 市の施策に協力するよう努める

滞在者等への対応（第7条）

- 市・市民・事業者は堺市を訪問・滞在する障害者の情報取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに努める

施策の推進方針（第8条）

障害者長期計画や障害福祉計画と調和のとれた施策を推進するための方針を定める

- ◆ 手話の理解の促進及び手話の普及
- ◆ 情報取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
- ◆ コミュニケーション支援者の育成及び確保 など

コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供（第10条）

- ▶ 手話への理解を深め、コミュニケーション手段を学ぶための学習会等の開催を支援

コミュニケーション手段による情報発信（第11条）

- ▶ 障害者が市政情報を取得できるようコミュニケーション手段を利用して情報発信

公共施設等における啓発（第12条）

- ▶ 手話への理解の促進、コミュニケーション手段の普及のための積極的な啓発

学校におけるコミュニケーション手段への理解の促進（第13条）

- ▶ 学校におけるコミュニケーション手段に接する機会の提供

意見の聴取（第9条）

市は、施策の推進方針の策定、施策の実施状況を確認の際には、障害者、学識経験者などの意見を聞くものとする

堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段 の利用を促進する条例

言語は、人々が交流して情報を伝達し、お互いの気持ちを理解し合い、豊かなコミュニケーションを図るための手段であり、コミュニケーションは、人々が生きていくために欠かすことのできないものである。

手話は、音声ではなく身振りを起点とするろう者の言語であり、ろう者は、身振りで表現してコミュニケーションを図り、手話として発展させてきた。しかし、過去に、ろう学校において手話の使用が事実上禁止されるなど、手話が言語として認められず、手話を使用することができる環境が十分に整備されてこなかったという歴史がある。

平成18年に国際連合で採択され、平成26年1月に我が国も批准した障害者の権利に関する条約において、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語であると定められ、音声言語だけでなく手話についても言語であると国際的に認められた。また、障害者基本法(昭和45年法律第84号)においては、全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図られることを旨として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が図られなければならないとされるとともに、手話が言語であると位置付けられている。

手話、音訳、要約筆記、点字、触手話、指点字、平易な表現等は、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で欠かすことのできない情報の取得及びコミュニケーションのための手段である。しかし、これまで障害者にとって障害の特性に応じた適切な情報の取得及びコミュニケーションのための手段を選択できる環境は十分に整えられておらず、障害者は、不便又は不安を感じながら生活してきた。

このような状況に鑑み、全ての障害者が日常生活及び社会生活において容易に情報を取得することができ、十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整備することが必要である。

ここに、堺市は、手話への理解を促進し、手話を始めとする多様なコミュニケーションのための手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害者の社会参加を促進し、全ての市民が、相互に一人ひとりの人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約及び障害者基本法に基づき、手話への理解の促進、手話の普及並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケ

ーション手段を選択して利用する機会の確保について基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害者にとって個人の障害の特性に応じて情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害又は社会的障壁（障害者基本法第2条第2号に規定するものをいう。）により継続的に、又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。
- (4) コミュニケーション手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (5) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他のコミュニケーション手段を利用して障害者を支援しながら、障害者と障害者以外の者とをつなぐ者をいう。
- (6) 合理的配慮 障害者が障害者以外の者と同等の権利を行使することを確保するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であつて、実施に伴う負担が過度でないものをいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、かつ、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできたものであるとの認識を持って行われなければならない。

- 2 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、それが障害者にとって日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの市民の理解の下、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障害者におけるコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する

施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、社会において手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、前条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、社会において手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、コミュニケーション支援者と連携して障害者が必要なコミュニケーション手段を利用できるよう、障害者に対し合理的配慮を行うとともに、第4条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者等への対応)

第7条 市、市民及び事業者は、本市を訪問し、又は本市に滞在する障害者が、情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境づくりを行うよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第8条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及
- (2) 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- (3) コミュニケーション支援者の育成及び確保
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 推進方針は、市が定める市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項に規定するものをいう。）、市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定するものをいう。）その他障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものでなければならない。

(意見の聴取)

第9条 市は、推進方針を策定し、若しくは変更する場合又は第4条の施策の実施状況を確認するために必要がある場合は、障害者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供)

第10条 市は、障害者、コミュニケーション支援者及びこれらに関係する機関、団体等と協

力して、市民が手話への理解を深め、及びコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に努めるものとする。

2 市は、公的機関又は事業者が、手話への理解を深め、又はコミュニケーション手段を学ぶための学習会等を開催する場合においては、当該学習会等の開催を支援するものとする。

(コミュニケーション手段による情報発信)

第11条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに取得することができるようコミュニケーション手段を利用した情報発信を推進するものとする。

(公共施設等における啓発)

第12条 市は、広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関において、市民における手話への理解の促進及びコミュニケーション手段の普及のための積極的な啓発に努めるものとする。

(学校におけるコミュニケーション手段への理解の促進)

第13条 市は、コミュニケーション手段への理解の促進を図るため、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するものをいう。)において、コミュニケーション手段に接する機会の提供等に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

堺市障害者施策推進協議会権利擁護専門部会 委員名簿

(平成29年4月1日現在、敬称略、かな順)

氏 名	所属団体等
東 奈央	大阪弁護士会
嵐谷 安雄	ビッグ・アイ共同機構国際障害者交流センター 館長
猪井 佳子	特定非営利活動法人日本マルファン協会
宇田 勝良	堺公共職業安定所 所長
小田 多佳子	特定非営利活動法人びーす理事長
木下 ソデ子	一般財団法人堺市人権協会/部落解放堺地区障害者(児)を守る会 副会長
小村 和子	堺市きこえ支援協会 理事
桜井 恒男	総合相談情報センター 所長
信田 禮子	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 理事
土屋 久美子	堺市視覚障害者福祉協会 理事
妻沼 和彦	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会 副理事長
中内 福成	堺障害フォーラム 代表
野村 博	堺・自立をすすめる障害者連絡会 副代表
狭間 香代子	学校法人関西大学 人間健康学部 教授
橋本 輝幸	大阪府立堺支援学校 校長
前田 伸一	堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会
丸野 照子	堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会 部会長
三田 優子	公立大学法人大阪府立大学 地域保健学域 准教授
森内 啓子	堺人権擁護委員協議会
吉川 征延	堺市発達障害者支援センター 所長